

第13節 市町村

(市町村の責務（その1）)

問666 この法律での市町村の位置付けはどうなっているのか。

答666 この法律では、市町村は収集した特定家庭用機器廃棄物を引取り義務を有する製造業者等に引渡すことができることとなっている。

市町村は廃棄物処理法において一般廃棄物の処理責任を負うこととなっているが、小売業者、製造業者等が引取り、再商品化等に必要な行為を行う場合、その部分の市町村の責任は免れるものである。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(市町村の責務（その2）)

問667 市町村は、この法律が施行されることにより特定家庭用機器廃棄物を収集しなくてよいこととなるのか。

答667 市町村は、この法律が施行されることによって全面的に特定家庭用機器廃棄物の処理責任を免れるものではない。しかし、市町村の一般廃棄物の処理責任はその市町村の区域内にある一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じない内に処理されるよう管理・統括することを意味するものであり、この法律により新たに構築される特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、処理の経路を最大限活用することを妨げるものではない。

具体的には、市町村は地域の小売業者と連携し、その区域内にある特定家庭用機器廃棄物について全て小売業者が引取る体制を構築することは可能である。（小売業者はこの法律の引取り義務の対象となる廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物を引取ることは問題ない。）（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(市町村が行う廃家電の処理)

問668 今までどおり、特定家庭用機器廃棄物の処理を行うことは可能か。

答668 この法律の施行に関わらず、市町村は廃棄物処理法の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬、処分（再生）を行うことは可能である。しかしながら、平成13年4月からは、特定家庭用機器廃棄物については厚生大臣が定める方法により再生又は処分することとなっており、市町村が処理を行う場合は、製造業者等が義務として行う再商品化等及び再商品化等と一体的に行うべき事項を同程度以上の再生又は処分を行わなければならない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(廃家電の収集方法)

問669 プレスパッカーで粗大ごみを一括収集しているのだが。

答669 平成13年4月からは、特定家庭用機器廃棄物は、製造業者等が引取る場合であっても、市町村が自ら処理する場合であっても、リサイクルを行わなければならなくなる。このため、収集・運搬は、リサイクルが不可能にならない方法で行われる必要がある。具体的には平ボディ車による収集・運搬が必要になると考えられる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(市町村が支払うリサイクル料金)

問670 製造業者等に引渡す際に支払う料金はどのように賄うこととなるのか。

答670 製造業者等は特定家庭用機器廃棄物を引取る際には、公表した再商品化等料金を

請求することになる。このため、基本的には、市町村が製造業者等に特定家庭用機器廃棄物を引渡す場合、所定の料金を支払うこととなる。この料金については、手数料として住民から受取る方法、住民からの預金として取扱う方法などが考えられるが、どのような方法によるかは市町村に委ねられる。

また、市町村が製造業者等に特定家庭用機器廃棄物を引渡すことについては、市町村から製造業者等に対し処理の一部を委託するという考え方を探ることも可能と考える。

なお、シール制などにより排出者が既に当該料金を支払っている場合、重ねて市町村が当該料金を支払う必要がないことは言うまでもない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(不法投棄された廃家電の処理方法)

問671 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物はどのように扱えばよいのか。

答671 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を市町村が収集した場合、市町村は、製造業者等にこれを引き渡すことができる。その場合、引渡しに際し、製造業者等があらかじめ公表する再商品化等料金を支払うこととなる。また、製造業者等に引渡さず、市町村が処理することも可能だが、その場合は、環境大臣の定める方法により再生又は処分を行うこととなる。

不法投棄されたもので、既に著しく破損・腐食している等によりリサイクルが前提となる特定家庭用機器廃棄物として取扱うことが不可能になっているものについては、特定家庭用機器廃棄物として取扱う必要はない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第14節 事業者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場合

(事業者の廃家電の引渡し)

問672 事業者は排出に当たって産業廃棄物管理票を発行しなければならないのか。

答672 特定家庭用機器廃棄物を排出する事業者は、小売業者、製造業者等又は指定法人に引渡す場合に限り、産業廃棄物管理票を発行する必要はない。

それ以外の場合（産業廃棄物処理業者に委託する場合）は、産業廃棄物管理票を発行しなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(事業者の排出方法)

問673 事業者が小売業者に引渡す場合、製造業者等と処理契約を締結する必要があるのか。

答673 事業者が小売業者に特定家庭用機器廃棄物を引渡す場合は、小売業者との間で廃棄物の収集運搬の委託契約を締結する必要はなく、また、製造業者等と処理契約を締結する必要はない。小売業者はこの法律の義務として特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しを行い、製造業者等は義務として当該特定家庭用機器廃棄物について再商品化等に必要な行為を実施することとなる。

ただし、特定家庭用機器廃棄物の排出事業者は、小売業者から交付される特定家